

船橋市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に係る同意及び他市町村からの転入者に係る取扱指針

(指針の趣旨)

第1条 この指針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業所の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号の同意（以下「同意」という。）及び他市町村からの転入者に係る取り扱いの基本的な方針を定め、地域密着型サービスの円滑な利用及び適正な運営を確保することを目的とするものである。

(指定の同意を行う基準)

第2条 他市町村の被保険者による船橋市内（以下「市内」という。）の指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下、「指定地域密着型サービス事業所等」という。）の指定に係る同意については、原則として行わないものとする。

ただし、以下のいずれかの基準に適合すると認められる場合はこの限りではない。

- (1) 当該利用者が災害その他やむを得ない理由により市内の指定地域密着型サービス事業所等を利用する必要があると認められる場合
- (2) 当該利用者が平成28年3月31日において、介護予防通所介護事業所又は総合事業の介護予防通所型サービス事業所を利用している者で、同年4月1日以降に要介護状態区分変更で要介護1以上となり、同一の事業所において運営されている地域密着型通所介護事業所を利用する必要があると認められる場合
- (3) その他市長が特に必要であると認める場合

(市外事業所を指定する基準)

第3条 法第9条により船橋市を保険者とする被保険者が船橋市外（以下「市外」という。）に所在する地域密着型サービス事業所等の利用を希望するときは、以下のいずれかに定める基準に適合すると認められる場合に限り、当該事業所の所在する市町村の長に対し、指定に係る同意を求めることとする。

- (1) 当該利用者が災害その他やむを得ない理由により市外の指定地域密着型サービス事業所等を利用する必要があると認められる場合
- (2) 当該利用者が平成28年3月31日において、市外の介護予防通所介護

事業所又は総合事業の介護予防通所型サービス事業所を利用している者で、同年４月１日以降に要介護状態区分変更で要介護１以上となり、同一の事業所において運営されている地域密着型通所介護事業所を利用する必要があると認められる場合

(３) 市内に所在する当該サービスに係る事業所の定員に空きがなく、かつ当該サービス以外の介護保険等のサービスでは代替できない合理的な理由があると認められる場合

(４) その他市長が特に必要であると認める場合

(他市町村から転入した者による認知症対応型共同生活介護事業所等の利用)

第４条 他市町村から転入した者による、市内の認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所（以下「認知症対応型共同生活介護事業所等」という。）の利用については、市内に住所を有する者に限る。ただし、市長がこの条件を付することが困難な特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(附 則)

この指針は、平成２４年９月１日から適用する。

(附 則)

この指針は、平成２８年４月１日から適用する。

(附 則)

この指針は、令和３年７月１日から適用する。